



Q 社員にストレスチェックをする
ことにすると聞きま
した。社員の健康のた
した精神障害の労災認

A 長時間労働や
職場の各種ハラ
メントなどを理由と



めにわが社でも取り入
れたいと思っていま
す。制度の詳しい内容
を知りたいので、説明
会の予定を教えてください。

ストレスチェック制度がスタート

定件数が増加するな
ど、職場におけるメン
タルヘルス対策は重要
な課題となっていま
す。鳥取労働局では、こ
うしたことを背景に
して労働安全衛生法
が改正され、今年12月
1日から、常時使用す
る労働者に対して年に
1回、ストレスチェッ
クと面接指導を行うこ
とが事業者に義務付け
られます(労働者50人
未満の事業場は当分の
間、努力義務)。

ストレスチェックと
は、ストレスに関する
質問票に労働者が記入
し、これを集計、分析
することで、ストレス
の状況を調べる検査で
す。鳥取労働局では、こ
れまでも鳥取産業保健
総合支援センターと共
催で説明会を開催して
きましたが、参加希望
者が多いため、次のと
おり追加の説明会を開
催します。

10月7日(水) 〓と
りぎん文化会館▽9日
(金) 〓米子コンベン
ションセンター。いず
れも午後2時～4時。
定員は各100人。

参加申し込みは下記
の鳥取産業保健総合支
援センターのホームペ
ージから。

鳥取労働局労働基準部健康安全課 電話 0857-29-1704
鳥取産業保健総合支援センター <http://www.tottori-sanpo.jp/>